

資料 1

説明事項 地域・職域連携推進事業について



令和7年度 釧路圏域地域保健・職域保健連携推進連絡会



北海道

我が国における健康づくり運動

○平均寿命が延びる一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾患構造が変化してきた。国民の健康づくりを社会全体で進めることの重要性が増す中で、健康づくり対策を総合的・計画的に推進するため、累次の国民健康づくり運動を展開してきた。



健康日本21（第三次）の全体像

- 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置く。

ビジョン 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

誰一人取り残さない
健康づくり
(Inclusion)

集団や個人の特徴を踏まえた
健康づくり
性差や年齢、ライフコースを
加味した取組の推進

健康に関心が薄い者を含む
幅広い世代へのアプローチ
自然に健康になれる環境づくり
の構築

多様な主体による健康づくり
産官学を含めた様々な担い手の
有機的な連携を促進

基本的な方向

ビジョン実現のため、以下の基本的な方向で
国民健康づくり運動を進める

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

ライフコースアプローチを踏まえた
健康づくり

より実効性をもつ
取組
(Implementation)

目標の設定・評価
エビデンスを踏まえた目標設定、
中間評価・最終評価の精緻化

アクションプランの提示
自治体の取組の参考となる
具体的な方策を提示

ICTの利活用
ウェアラブル端末やアプリ
などテクノロジーを活用

※期間は、令和6～17年度の12年間の予定。

健康日本21（第三次）の新たな視点

○ 「誰一人取り残さない健康づくり」や「より実効性をもつ取組の推進」に取り組むため、以下の新しい視点を取り入れる。

①女性の健康については、これまで目だたされておらず、性差に着目した取組が少ない



女性の健康を明記

「女性の健康」を新規に項目立て、女性の健康週間についても明記
骨粗鬆症検診受診率を新たに目標に設定

②健康に関心の薄い者など幅広い世代に対して、生活習慣を改めることができるようなアプローチが必要



自然に健康になれる環境づくり

健康に関心の薄い人を含め、本人が無理なく健康な行動をとれるような環境づくりを推進

③行政だけでなく、多様な主体を巻き込んだ健康づくりの取組をさらに進める必要



他計画や施策との連携も含む目標設定

健康経営、産業保健、食環境イニシアチブに関する目標を追加、自治体での取組との連携を図る

④目標や施策の概要については記載があるが、具体的にどのように現場で取組を行えばよいかを示されていない



アクションプランの提示

自治体による周知広報や保健指導など介入を行う際の留意すべき事項や好事例集を各分野で作成、周知
(栄養・食生活、身体活動・運動、睡眠、喫煙など)

⑤PHRなどICTを活用する取組は一定程度進めてきたが、さらなる推進が必要



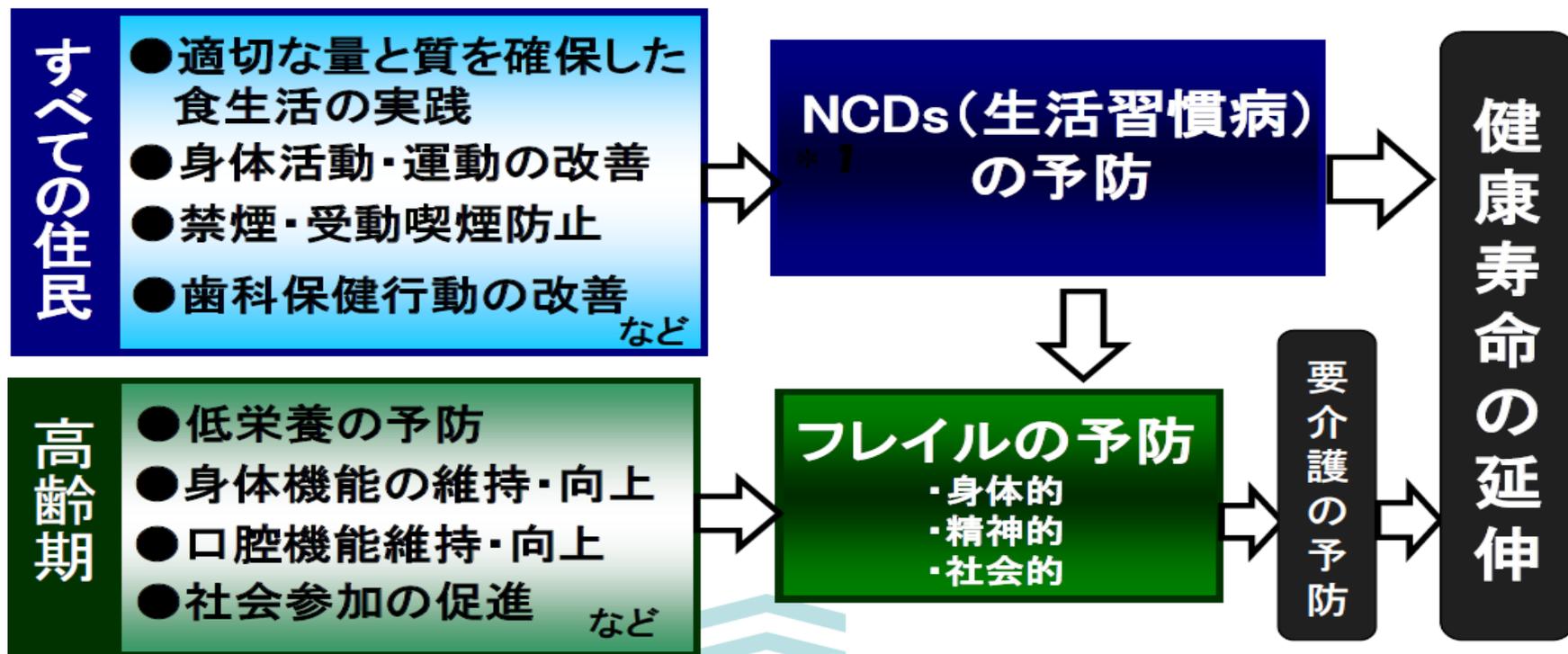
個人の健康情報の見える化・利活用について記載を具体化

ウェアラブル端末やアプリの利活用、自治体と民間事業者（アプリ業者など）間での連携による健康づくりについて明記

北海道健康増進計画すこやか北海道21を推進するための 釧路圏域健康づくり事業行動計画

(計画期間：令和6年(2024年)10月～令和12年(2030年)3月)

釧路圏域健康づくり事業行動計画 イメージ図



健康を支え、守るための社会環境の整備

- 地域保健や職域保健が連携した健康づくり

北海道健康増進計画すこやか北海道21を推進するための 釧路圏域健康づくり事業行動計画

(計画期間：令和6年（2024年）10月～令和12年（2030年）3月)

釧路圏域における重点的な取組について

本計画期間内に取り組む重点的な取組については、生活習慣の改善に向けてさらなる働きかけを図るために、個人の行動と健康状態の改善と促す環境づくりにより、健康無関心層を含む幅広い層が自然に健康な行動がとれるような環境づくりの観点から、受動喫煙防止の取組と食生活を支援する環境の整備のほか、働き盛り世代に向けた取組を促進するため、地域保健と職域保健との連携強化についても加え、次の3つの施策のとおり整理。

重点的な施策

- (1) 家庭、職場、飲食店等その他多くの人を利用する施設における受動喫煙ゼロの実現
- (2) スーパーや飲食店等民間企業や特定給食施設などと連携した個人の食生活を支援する食環境の整備
- (3) 地域保健と職域保健の連携強化による「健康経営」の推進

地域・職域連携推進事業の目的

【急速な高齢化と生活習慣病の増加】

生活習慣の改善 = 個人の主体的な健康づくりへの取組が必要。

生涯を通じて継続した健康管理支援が必要

【青壮年層を対象にした保健事業】

健康増進法・労働安全衛生法・健康保険法
高齢者の医療の確保に関する法律等にて行われ、
制度間のつながりが明確でない。

地域保健・職域保健で抱える対象者の健康情報が異なり、継続した保健指導が困難

【青壮年層を対象とした保健事業における課題】

- 地域全体の健康状況が把握できない
- 退職後の保健指導が継続できない

働き盛り世代からの継続した保健事業が必要

これら
問題解決
のために…

地域保健



職域保健



健康情報と
保健事業を
共有

地域・職域連携推進事業の意義

地域・職域連携推進協議会

- 地域**
- 【取組(例)】
- 特定健診・保健指導
 - 健康増進法に基づく健(検)診(がん検診等)
 - 健康教育・保健指導 等
- 【関係機関(例)】
- ・ 都道府県
 - ・ 市区町村
 - ・ 医師会
 - ・ 歯科医師会
 - ・ 薬剤師会
 - ・ 看護協会
 - ・ 栄養士会
 - ・ 国民健康保険団体連合会
 - ・ 住民ボランティア 等



- 職域**
- 【取組(例)】
- 特定健診・保健指導
 - 労働安全衛生法に基づく定期健診
 - ストレスチェック
 - 両立支援 等
- 【関係機関(例)】
- ・ 事業場
 - ・ 全国健康保険協会
 - ・ 健康保険組合
 - ・ 労働局
 - ・ 労働基準監督署
 - ・ 産業保健総合支援センター
 - ・ 地域産業保健センター
 - ・ 地方経営者団体
 - ・ 商工会議所
 - ・ 商工会

地域・職域連携のメリットの共通認識

1) 効果的・効率的な保健事業の実施

- (1) 地域及び職域が保有する健康に関する情報を共有・活用することにより、地域全体の健康課題をより明確に把握することが可能となる。
- (2) 保健サービスの量的な拡大により対象者が自分に合ったサービスを選択し、受けることができる。
- (3) 保健サービスのアプローチルートの拡大に繋がり、対象者が保健サービスにアクセスしやすくなる。
- (4) 地域・職域で提供する保健サービスの方向性の一致を図ることが可能となる。

2) これまで支援が不十分だった層への対応

- (1) 働き方の変化やライフイベント等に柔軟に対応できる体制の構築により、生涯を通じた継続的な健康支援を実施することが可能となる。
- (2) 被扶養者等既存の制度では対応が十分ではない層へのアプローチが可能となる。
- (3) 小規模事業場(自営業者等も含む)等へのアプローチが可能となり、労働者の健康保持増進が図られる。

PDCAサイクルに基づいた具体的な取組

- (1) 現状分析
- (2) 課題の明確化・目標設定
- (3) 連携事業のリストアップ
- (4) 連携内容の決定及び提案
- (5) 連携内容の具体化・実施計画の作成
- (6) 連携事業の実施
- (7) 効果指標並びに評価方法の設定

目指すところ

健康寿命の延伸や
生活の質の向上

生産性の向上

医療費の適正化

地域保健・職域保健連携推進連絡会設置の目的

地域保健

地域住民が
健康で長生きできるように
地域一帯で行う保健活動
↓
公共的な保健サービス



地域保健・職域保健 連携推進連絡会

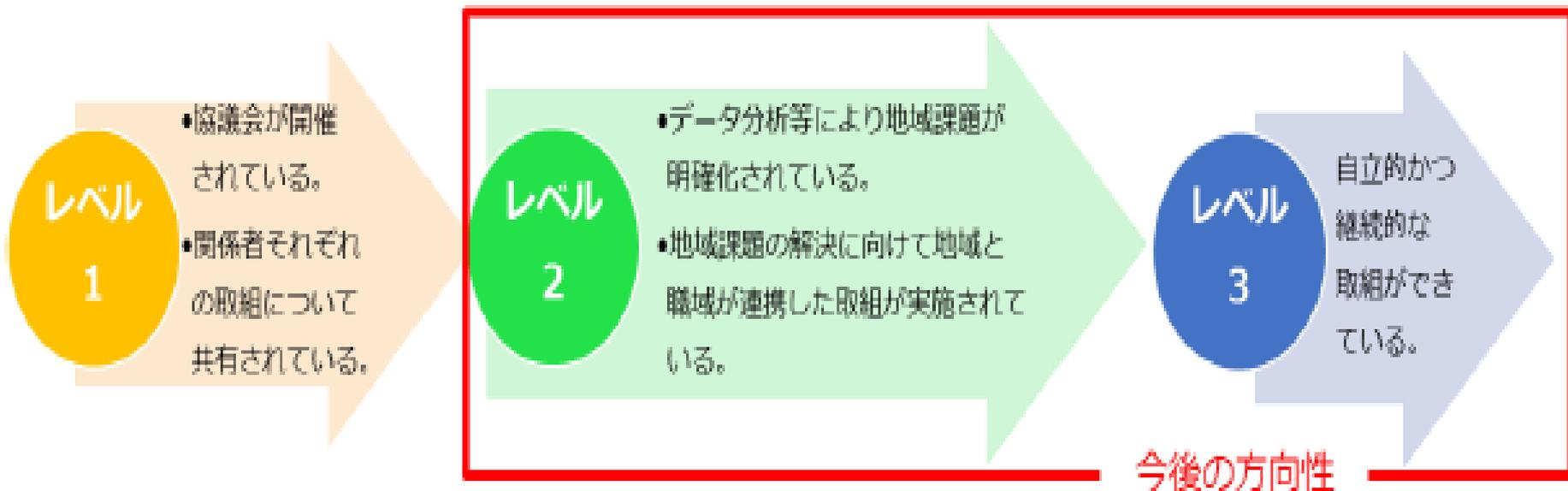
職域保健

働く人を対象に
心身共に健康で生活・就労できるよう
事業所が主体となって行う保健活動
↓
特定健診・特定保健指導
ストレスチェックなど

- 地域や職域における健康課題や取組の共有
- PDCAに基づいた具体的な取組（保健事業）

生産性の向上、医療費の適正化、生活の質の向上 ⇒ 健康寿命の延伸

地域保健・職域保健連携推進連絡会の今後の方向性



※ 地域・職域連携推進ガイドライン（令和元年9月改訂）より抜粋

地域保健・職域保健連携推進連絡会構成機関に期待する役割

構成機関・団体	期待される役割の例
労働基準監督署	労働基準、労働衛生に関する情報の提供 地域・職域連携推進連絡会からの情報を事業場に提供 労働基準監督署主催の説明会等での健康教育の場の提供
商工会議所 商工会連合会 農業協同組合 漁業協同組合	会員事業者・組合員等への保健事業に関する情報の提供 講演会・イベント等の共同実施
医師会 看護協会 栄養士会	地域・職域連携推進連絡会からの情報を会員に提供 地域・職域連携推進事業への人的資源の紹介 各専門職種からの助言
健診機関	受診者全体の健康課題に関する情報の提供 地域・職域連携推進事業への協力
医療保険者	市町村がん検診と特定健診の共同実施 データヘルス計画や業種別健康情報等健康に関する情報の提供 保険者が感じている課題の提案
市町村	住民や職域を対象とした地域・職域連携推進事業の実施 地域・職域連携推進事業の共同実施 市町村が保有する健康に関する情報の提供
保健所	事務局の設置、中心的な役割、窓口機能

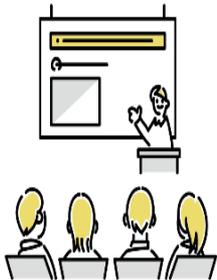
地域保健・職域保健連携推進事業 今後想定する具体的な取組 (例)



連絡会

年間1～2回程度開催し、各構成機関等が保有する健康に関する情報を共有、地域特有の健康課題を整理し、実施可能な具体策について検討する。

(必要に応じて、実務担当者レベルのワーキンググループでの稼働)



事業展開

- 健康情報マップ等普及啓発媒体の作成
- 事業所や従業員の健康づくり等に関する実態調査・分析
- 構成機関・団体やその他の団体と連携した健康教育の共同実施
- 商工会や協同組合の会合、事業所の昼休みなどを活用した健康セミナー